

平成 1 7 年 度 第 2 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 1 7 年 4 月 2 0 日 (水) 午 前 9 時 0 2 分
場 所 八王子市教育センター 3 階 第 3 研 修 室

第 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 7 年 4 月 2 0 日 (水) 午前 9 時 0 2 分

2 場 所 八王子市教育センター 3 階 第 3 研修室

3 協 議 事 項

平成 1 7 年度 6 月補正予算の調製依頼について

4 報 告 事 項

- ・外部監査結果報告及び同報告に基づく対応について (教育総務課)
- ・平成 1 7 年度学級編制の概要について (学事課)
- ・学校規模適正化方針 (平成 1 3 年 1 月 2 4 日決定) について (指導室)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

| | | |
|------|------|-------|
| 委員 長 | （3番） | 名取 龍藏 |
| 委員 | （1番） | 小田原 榮 |
| 委員 | （2番） | 細野 助博 |
| 委員 | （4番） | 齋藤 健児 |
| 委員 | （5番） | 石川 和昭 |

欠席委員（なし）

教育委員会事務局

| | |
|--|-------|
| 教育長（再掲） | 石川 和昭 |
| 学校教育部長 | 坂本 誠 |
| 学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当） | 岡本 昌己 |
| 教育総務課長 | 望月 正人 |
| 学校教育部主幹 （企画調整担当） | 鎌田 晴義 |
| 施設整備課長 | 穂坂 敏明 |
| 学事課長 | 小泉 和男 |
| 学校教育部主幹 （学区等調整担当兼特別 支援教育・指導事務担当） | 小海 清秀 |
| 指導室指導主事 | 朴木 一史 |
| 生涯学習スポーツ部長 | 菊谷 文男 |
| 生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱 | 西野 栄男 |
| 生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 兼生涯学習総務課長 | 米山 満明 |
| スポーツ振興課長 | 山本 保仁 |
| 学習支援課長 | 高橋 敏夫 |

文化財課長 佐藤 広

生涯学習スポーツ部主幹
(体育館 担当) 福田 隆一

生涯学習スポーツ部主幹
(図書館 担当) 柳 田 実

生涯学習スポーツ部主幹
(図書館 担当) 武 田 ヒサエ

生涯学習スポーツ部主幹
(図書館 担当) 石 井 里 実

生涯学習スポーツ部主幹
(こども科学館 担当) 森 文 男

施設整備課主査 山 本 益 男

施設整備課主査 田 所 正 美

学 事 課 主 査 穴 水 裕

市民体育館主査 三 橋 正 行

事務局職員出席者

教育総務課主査 志 萱 龍一郎

担 当 者 後 藤 浩 之

担 当 者 石 川 暢 人

【午前9時02分開会】

名取委員長 本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成17年度第2回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 1番 小田原 榮委員 を指名いたします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 協議事項、平成17年度6月補正予算の調製依頼についてを議題に供します。

本件について事務局から説明願います。教育総務課長。

望月教育総務課長 この6月補正予算の調製依頼でございますが、前回の定例会から、予算、それから条例等の議案の提出に際しまして、市長からの意見聴取が確定した段階でこれまでは個々に行っておりましたが、教育委員会の側から意見を申し出るということで、教育委員会の意見を早期に提出するというふうにしております。6月の補正予算につきましては、実際にはまだ流動的要素が大きいことから、本来議案として提出するところでございますけれども、協議事項ということで提出をさせていただいております。本日、協議事項として一定の方向性を委員さんのほうでお示しいただいた上で、5月9日が締め切りというふうにも予定されておりますけれども、それに向けて、本日、方向性をいただいた中で、教育長において事務処理ということでさせていただければというふうに考えて、きょう、協議事項として原案を出させていただいております。順次、施設整備課、それから体育館から御説明いたします。

穂坂施設整備課長 それでは、17年度6月補正予算の要求事業の概要について報告をさせていただきます。詳細について山本主査のほうから報告いたします。

山本施設整備課主査 では、お配りした資料に基づきまして御説明させていただきます。

「平成17年度6月補正予算要求事業の概要」という紙をごらんいただきたいんですが、施設整備課で考えております6月補正の内容といたしまして5本ございまして、1番目に八王子ニュータウン中央地域新設小学校の用地取得でございます。補正の理由及び内容といたしましては、八王子ニュータウン中央地域新設小建設の用地といたしまして都市再生機構のほうから用地を取得する考えでございまして、用地取得に伴いまして、これの金額がかなり

多額になりますので、債務償還が長期にわたるため、債務負担行為を平成38年度まで設定いたします。土地代金の90%相当額を地方債により支払いまして、残りの10%相当額を平成38年度までに償還するという考えで考えております。支払いは平成19年度からを予定しております。土地代金といたしましては、土地面積1万9,896.64平米で、平米単価11万7,000円、これを最大値と想定しておりまして、土地代金といたしまして23億2,790万7,000円、償還に伴います利息が9,806万1,000円、債務負担行為設定額といたしましてはその合計24億2,596万8,000円を想定しております。

2番目といたしまして八王子ニュータウン中央地域新設小学校施設取得でございますが、これは、現在、平成33年度までの債務負担行為を設定しておりますが、ここで都市再生機構の立てかえ施行を利用いたしますが、その期間が15年間で20年間に変更になったということに伴いまして、債務負担行為設定期間を平成33年度までから平成38年度までに変更いたしまして、後年度の債務負担行為額の変更を行うものでございます。

3番目といたしまして小中学校の校舎増築でございますが、これは七国小学校と松木中学校の校舎の増築なんです、プレハブ校舎でつくる予定で、国庫負担金は予算に計上してありませんが、東京都・国との調整に基づきまして国庫負担金が得られる見込みになりましたので、財源更正を行うものでございます。事業費に変更はございません。七国小学校で国庫負担金3,105万8,000円、松木中学校で3,945万6,000円を見込んでおりまして、それに伴いまして、起債、一般財源を減額するものでございます。

4番目といたしまして新增買取事業でございますが、これは、国庫補助事業でございます。屋外教育環境整備事業によりまして国庫補助金が得られる見込みのため、その国庫補助金額に地方債、消費税分を加えて補助化するものでございます。これに伴いまして、後年度債務負担行為額の減額変更を行うものでございます。国庫補助金の得られる見込み額でございますが、長池小学校2,000万円、七国小学校825万1,000円、七国中学校1,373万8,000円、これに伴います起債、都補助金、一般財源を加えまして3校の合計で1億913万4,000円を補助化する予定でございます。

5番目といたしまして防音校舎空調機器設置でございますが、これは、小宮小学校の防音校舎の空調機器設置工事実施設計を平成17年度に予定しておりますが、この内容に建具交換工事の設計を追加するための増額補正を行うものでございます。現在の計上事業費が537万5,000円ですが、建具交換工事の設計費700万円を加えまして、合計1,237万

5,000円に増額補正するものでございます。この事業費につきましては、これまでと同じように国庫補助金が9割得られる予定でございます。

御説明は以上でございます。

穂坂施設整備課長 補足をさせていただきますけれども、1番の八王子ニュータウン中央地域新設小学校用地取得については、まだ都市再生機構と交渉している最中ございまして、この金額については、今、私どもで提示差し上げている金額についてはまだ確定ということではございません。

それから、4番の新增買取事業についてでございますけれども、これについても、今の今のほうとぎりぎりの調整をしておりますので、この金額についてもまだ変動があり得るというような状況でございますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

名取委員長 では、この件についてどうでしょうか。御質疑ございますか。

齋藤委員 基本的な流れをちょっと確認の意味でも教えていただきたいんですが、今の御説明の中でも、ここで意見調整をして、それで教育長に最終のところはお任せして、その後の流れからすると、それは市長のほうにやはり提案をし、その意見を聞いたということで市議会に諮るといような流れでいいんでしょうか。

穂坂施設整備課長 はい。私のほうであくまでも補正予算の要求をここで財政のほうにさせていただきますけれども、そこはまだ要求段階ということになります。その後、市長のほうの査定が入りますので、そこにおいて金額の変更がそこでも可能性は十分あるということになります。その査定を経て、そこである程度議会のほうにその金額がかかっていくというような流れになって、議会で承認をいただくというような形になろうかと思えます。

望月教育総務課長 補足させていただきますと、議会に出すという段階で、これまで、そのときに市長から教育委員会のほうに意見聴取という形で来ましたけれども、もともと日程が非常にタイトなところで、しかも、市長といいますか、市としての案としては固まった段階で意見聴取が来ておりましたので、そこで教育委員会が意見を申し上げること自体が非常に不可能な状態になっている状況での意見聴取がございましたので、それを、ここで予算要求する段階で教育委員会としての意見を出して、言ってみれば、あとは市長のほうの総合調整のほうでお願いしようと、依頼しようという趣旨でございます。きょうは、ほんとうの議案としてある程度固まった形で出せばよかったんですけども、今、施設整備課長が

申しあげましたように、流動的要素があるところから協議ということでさせていただいて、一定の方向を確認しながら、教育委員会としての意見として市長のほうには出していきたい。要求段階として出していきたいということでございます。

名取委員長　よろしいでしょうか。

齋藤委員　極めて具体的な話をさせていただくと、こういう提案が教育委員会からされた。

それをもって市長が承諾をし、議会にかけるときに、議会中継を見ると、議会のほうでも相当細かい数値まで突いてくる討議がされますよね。やはりこういう提案をするときに、正直に言わせていただきますと、きょうは水曜日で、この資料をいただいたのは月曜日だったでしょうか。その間に、この数値を見て、方向性と言われても、やはりある程度自分でも「ああ、なるほど、これはこういうものなんだな、しょうがないんだな」というような納得をする時間が欲しいですね。だから、こういう数値を出されても、これは適正でいいんじゃないか、これはちょっとここにまだ金額的な問題があるんじゃないかとか、そこら辺まで突込んだ意見はちょっと言えないですね。時間的なことを考えても。

細野委員　齋藤委員のおっしゃるとおりだと思うんだけど、この数値を読み上げてもしようがないですね。どういう目的でこういう方向性を組んだのか、どういう工夫があって、これは市の財政にとってプラスなのかどうなのか、それを話してもらわないと、これだけ言ったってわからないですね。土地代金がどうで、償還とか、これはどういうことなのか、さらに、債務負担行為設定額はどういうことなのか、こういう形での振り分けをしたこと、9対1にしたことはどういう意味なのか、そういう説明をしてもらわないと、我々はこれ、合意なんか達することはできないんですよ。何でこういうふうになったのか、その説明が欲しいということです。そうすると齋藤委員だって納得するんですよ。

穂坂施設整備課長　説明が足りない部分は申しわけございませんでした。

まず、1番の八王子ニュータウン中央地域新設小学校用地取得についてですけれども、土地代金の9割を地方債ということでお話しさせていただきましたけれども、これについては、残りの10%が公団の資金の立てかえの形になっております。私どもとしては、公団のほうの割賦というのが、これは何%でも使えるわけでございますけれども、公団のほうの立てかえ施行の金利のほうが現在3.1%ということがございます。地方債のほうは1.8%ということで、地方債のほうを目いっぱい借りるということの中で9割を設定させていただいて、あとの1割については、公団の資金立てかえの割賦を使うということで1割を設定させてい

ただいたところでございます。これについても、できるだけ金利の安い方法をとるというようなことで9割の設定をさせていただきました。

それから、2番のニュータウン中央地域新設小学校については、従来、当初予算で平成33年度までの割賦でやるということでもございましたけれども、ここで公団との話し合いの中で継続事業扱いというふうにさせていただきましたので、継続事業というのは、従来の立てかえ施行という形をぜひお願いをして、それだけ割賦の期間が長くなりますので、そういったことで5年分、割賦期間を延長したということでございます。

それから、3番の小中学校校舎増築については、当初は国庫負担が得られないということの見込みでもございましたけれども、東京都を通じて国との交渉の中で国庫負担が得られる状況が出てまいりましたので、事業費は変わりませんが、できるだけ一般財源の負担を少なくして国庫負担を得ようということである程度話し合いができましたので、ここで設定をさせていただいて、国庫負担を入れるということで財源更正をさせていただきました。

それから、4番の新增買取事業については、これもできるだけ財政負担を軽くしようということで、今まで屋外教育環境整備という、これ、言ってみれば、簡単に言うとグラウンド整備の事業、もう既に終わっているわけですが、立てかえ施行で行っている事業について、今回、この整備事業が使えないかということで国のほうと交渉して、建物の立てかえ施行の償還とともにできるということが得られましたので、ただ、金額については先ほど申し上げましたけれども、まだ交渉段階でございますので、ある程度概算ということでお示しをさせていただいているところでございます。

それから、防音空調機器設置については、小宮小学校の防音工事をするに当たりまして防音の測定をいたしました。そうしたところ、建具のほうにふぐあいがあって防音機能が著しく低下しているということで、これも防衛施設庁のほうにお願いをして、この建具のほうの設計をしたいということで依頼をして、これが認められたということで、国庫補助については9割、大変大きな金額になりますので、少ない予算の中で一般財源は1割分で済むということで、今回、これとともに補正をさせていただくということをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

細野委員　　こういう説明をしてくださればいいんですよ。ただ、どうして起債を90%にしたんですか。

山本施設整備課主査 起債は最大で90%という規定がございまして、全額を地方債に充てることがちょっと制度上できない形になっておりますので、最大限ということで90%を設定させていただいております。

細野委員 公団からはどうしても借りなきゃいけないんですか。ほかに調達の方法はないんですか。

山本施設整備課主査 財政課等との調整の中では、ほかの民間から借りるとかというところの答えはちょっともらえませんでしたので、売り主であります都市再生機構との協議の中で、分割で償還していくということで調整を今そういう形で進めさせていただいております。

細野委員 公団は財政投融资からとなっていますので、高くないかな。

山本施設整備課主査 利率としては確かに、起債と比べてもわかりますようにちょっと高いという感じは私どもとしても受けておりますけれども。

細野委員 わかりました。そういうふうに工夫してこうしましたと、それが欲しいんですよ。だから、そういう説明と、こういう工夫をしたんだということを我々に示すというのはやっぱり大事なんですね。

山本施設整備課主査 はい。

坂本学校教育部長 補足で御説明させていただきますと、確かに土地の問題、もともと学校を建てるという段階で建物の建設費と土地ということが課題になっておりました。1つにはずっと借りていくことができないかとか、幾つかのことを検討してまいりました。借りていくにしても、その間の賃料等を考えていくと、結果的に取得したほうが有利だという判断をいたしました。今度、その土地代を払うについて、通常でいえば建設前に一括して土地を用意して、それで建物を建てるという形になるんですけども、それも短期的に一時的に20億、30億という金を支払うということは、市の現状ではできませんので、今御説明したように、20年なりに分割で借金を返すとか地方債を最大限充当すると。通常だとそこまで終わってしまいまして、起債を借りない残り分はその年度のお金で払うということが通常なんですけども、そこについても機構側と交渉しながら、それを何とか分割の方法はないかということで、その1割分も20年の分割払いという方式の提案を受けて、それを採用する。ですから、そこは確かに金利がやや高いです。財投金利というよりも、機構が現在持っている金利の平均利率といいましょうか、それをもって分割を承認するというふうな 現在交渉中なんですけれども、話を受けておりまして、それで設定することが単年度での、今後20年

間にわたりますが、各年度での市の一般財源の投入額が最小で済むだろうということで、現在、その方法で行こうというふうに考えているところです。

名取委員長　ほかに御質問、御意見はありますか。

小田原委員　齋藤さんが納得すればいいんだけど、数値の統制というのかな、その説明がないと納得できないんじゃないかなと思うんですね。だから、事情は事情で、例えば1、2番の場合には、中央小学校をどうするかといったときに、もう建てないというふうになったのを建てるよというふうに教育委員会で方向性を出したから、では、そのためにどうするかというのがここで出てくるわけですよ。そのときに、この数字になったのは、例えば細野さんが言うように高いのをあえて選ぶのはなぜかという、「調整した結果、無理だ」じゃなくて、「これでなければ手に入らない」という説明をすれば、なるほどなというふうになるわけだから、そういう説明をされるといいんじゃないですか。

穂坂施設整備課長　その土地の話でございますけれども、今、都市再生機構のほうでは、平米単価が13万8,000円という提示をしております。私どもとしては、今申し上げました11万7,000円というのはまだ都市再生機構には提示はしてございません。というのは、できるだけ安価でということでの交渉をしておりますので、まだ乖離がありますので、私どもとしてはこの辺までは落ち着きたいという思いで、今回、予算要求をさせていただいております。

それから、ただいま部長が申し上げましたように、本来は土地を借りれば何とかなるのかなという思いもありましたので、そういった借地の検討もしましたけれども、借地の検討をする中では、やはり借りても買っても総額ではほぼ変わらないというような状況がございました。そういった中で、今回、取得をさせていただくということである程度判断をさせていただいているところでございます。

それから、1点、ちょっと訂正をさせていただきますけれども、先ほど、立てかえ施行という言葉を使いましたけれども、土地の取得については公団の割賦払いになります。立てかえ施行と同じなんです、言ってみれば、公団のほうからお借りをするという意味でも同じですけれども、割賦払いということで御理解をいただきたいというふうに思いますので、立てかえ施行という言葉はちょっと訂正をさせていただきます。

以上です。

齋藤委員　当初の状態では、もうどうにも動かせないような状況で議案として出てきたよう

なことについて、もう少し何とかならないのか。先ほども言ったように、私なんか、やはり民間人として秘書がいるわけでもありませんし、この金額がほんとうに適正なのかどうかというのをこの1枚の紙から判断するためには、やはり時間が必要なんですよね。調べなければならない。自分なりに勉強して、ああ、なるほど、この金額というのはこうなのか、自分で納得するためには、とても2日ではこの1枚の紙から判断することはできません。できなかった。だから、ここで方向性という意見を求められていることは、以前と比べるとかなり進歩はしてきたんだと思います。もうがちがちにどうしようもなくなる状況からの報告よりは、はるかに進歩したのかもしれないんですが、やはりこれから先、ほんとうに教育委員会が、形骸化したものでなく、本気になって市議会の方々ともやり合える状況になっていくためには、もっと改善していかなきゃならない問題点が出てくるんじゃないかなという感じがするんですよね。月曜日にいただいて、きょうまでの間の2日間、自分なりに読んでみても、読んで数値を追うだけが目いっぱい、「これが適正かどうかの方向性の御意見を」と言われても非常に苦しい状況で、意見を述べられないことが悔しいというか、残念というか、やはりもう少しお時間をいただきたいし、さもなければ、わかりやすい説明文が欲しい。ちょっとこれだけだと、これが適正なのかどうかと言われても、ほんとうに私には方向性が示せないというのが残念だなというふうに思います。今後も何とか少し、もう一つ変えていきたいなという感じがしますけれども。

穂坂施設整備課長 齋藤委員さんのおっしゃったことはごもっともだと思いますし、私どももできるだけ早目に情報提供を差し上げたいというふうに思います。今回の補正予算については、4月末が財政のほうに出す最終の期限ということになっておりまして、今言うように、数値的にあまり早目に出すというのは非常に難しいわけですが、1つの方向性としての情報提供としては早目に出せるかと思しますので、そういった意味では早く出していきたいというふうに思います。

ただ、1点だけ、最後の5番の防音空調機器設置についてですけれども、これは防衛施設庁のほうから結局オーケーが出たのが3日前ということもございまして、そういった事情も正直言ってございます。ですから、早目にわかっているもの、例えば1番、2番に関してとか、そういったものについては当然わかっているものですから、できるだけ早目にお出しをして、後で追加というような形で出すような形をとれば、できるだけ早目に情報提供はできるかなというふうに思いますので、その辺は私どもの反省すべき点だと思いますので、今後

はできるだけ早目に出したいというふうに思っております。

以上です。

細野委員　この1番と2番についてですけれども、施設については市のほうの資産に組み入れるという、僕はいいと思うんだけど、この中央小の運営については、公設公営にするのか、公設民営にするのか、いずれかで協議すべきだと思いますね。委員長もそうだけれども、中央小を建てることに関してはもろ手を挙げて賛成したわけです。なぜ賛成したかというと、ここで新しいタイプの学校をつくって、既存のやり方にとらわれなくて、実験的な学校をつくれればいいだろうというような話で賛成したんです。だから、追加的に同じようなものをこの地域につくるんじゃなくて、その地域から超越したような形で実験校みたいなものをつくる。だから、それは公営でやる必要もないかもしれないし、それは民営に任せてもいいと。そのあたりの議論をやっぱりすべきだと。これは意見です。

名取委員長　その点でいかがでしょうか。

小田原委員　中央小の話は、今突然出た話じゃなくて、前から言っているわけですよ。中高一貫校にしようとかいうような話も含めてね。だから、それについても、それはこう考えていくとか、こういう方向で御検討いただきたいとかという話はやはり欲しいですよ。我々はそういう方向でやりたい。ところが、土地の話がこうやって出てくる、こういうふうに買いますよとなっていったら、当然、その上に建物をどうするかとか、こういう学校にするというのは考えて取り組まなきゃいけないことだろうと思うんですね。これは我々一緒に考えていかなきゃいけないと思うんですね。

この出された数字がほんとうに妥当なのか、もっと安くないのかというようなことを検討したいということは当然あると思うんですよ。だから、それは早く出す、出さないだけじゃなくて、その基礎資料みたいなものをこれとは別に示すということになるだろうと思います。それを3日前だとか、突然、国庫補助もおりるかおりないかわからなかった話があることになったからという話になるものですから。だけど、その前にもうわかっているわけでしょう。この数字は、公立学校の場合には何か概算のこういう単価が決まっていて、それを動かせない部分というのはあるとすればこうなんですということを言わないと議論にならないだろうと。数字を示されてもね。そういうことだろうというふうに思いますよ。

5番の小宮小にしたって、537万でやる工事が何で700万もつけ加えなきゃならなかったか。ふぐあいというふうに言うけれど、当初工事費を超える額がふぐあいで生じるとい

うのは何なんだと。これはやっぱりおかしいわけでしょう。そういうところは、これこれこうなので、やるについてはこれをやらないと700万足さなければできませんというふうにすれば、議論以前の話で「結構ですよ」って多分なるだろうと思います。

まあ、そういうことで、今後、上手に納得できる形でお示しいただきたい。

細野委員 申し上げたいと思いますのは、国からお金が入るから、税金が入るから、この際、この537万を700万に上積みしようと、こういう話じゃだめなんですよ。そうじゃないんだと。これこれ700万かかるんだけれども、初めの見積もりをするとね、いわゆる競争入札をしてみるとそうなるんだけれども、しかし、市の財政を考えるとそうはいかなかったという話。そういった努力があって、ここまで来ましたと。私たちの努力があって、国庫補助金がつくようになりましたという、そういう話、我々の努力なんですと、そう話をすればいい。そうしたら我々もわかるわけです。

小田原委員 4番なんかは、もう、動かそうといったって動かせないわけじゃない。だけでも、国から、よくわからない部分は、ただ、交渉がなければ市の財産はどうにもならないというのがわからない話なんだけど。要するに、これだけついたんだから、国から90%もらって、晴れて使えますよという話になるわけでしょう。そういう話をすればいいんですよ。

穂坂施設整備課長 今後、気をつけたいと思います。

齋藤委員 細野先生が言ったことにちょっと私もつけ加えさせていただきたいんですが、私も、この八王子ニュータウンの新しい小学校については、私の意見としては反対の意見を言わせていただいていたわけですが。今でもちょっとその気持ちはあるんです。財政がこれだけ厳しい中で、あの場所につくる必要性が果たしてあるのかどうか。そのとき、納得して「わかりました」と言ったのには、先ほどの細野先生がおっしゃったような意見、今までにない新たな小学校をやっていこうじゃないかという、この意見で私もわかりましたとなった。それじゃあ、どういう小学校になっていくのか、私もそのときの話は十分言わせていただいて、納得しながらつくっていきたいという気持ちは強く思っているんですよ。ですから、細野先生が言ったのは冗談抜きで、知らない間に当たり前の小学校がここにでき上がるようになってくると、納得した自分に示しがつかないんです。ですからこれは、この学校をつくっていく計画の中で十分定例会の中でも話をさせていただきたいということは、ぜひお願いいたします。これからの設計がこれから始まるんでしょうけれども、どういう学校にしていくのかというのは十分話し合いたい。

坂本学校教育部長　学校の運営の主体ですとか、そういうことについてこれからいろいろ議論させていただきたいと思います。ただ1つ、あらかじめ御理解しておいていただくのは、建物については、実は実施設計の段階までは16年度までで進めてきております。ことし、17年度予算に建物の建設費そのものは当初予算に計上しまして、今、9月に契約をするという方向で作業を進めております。ですから、箱物そのものの姿というのは、昨年度中の実施設計の中で固まっていると。そこで、今度、底地をこれから用意すると。それから、その運営の仕方についてはこれから御議論をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

小田原委員　実施設計で決まっているようなところ、こういった壁材にするのか、あるいはオープンにするのかというようなのも、実施設計の中に入っているんですけど。

坂本学校教育部長　実施設計というのは、端々の形態、どこに柱をつくる、どこに壁をつくる、壁の材質をどうする、コンセントをどうすると、そこまで全部もう盛り込まれています。いわば、もうそのとおりあとはつくればいい段階の設計になります。

齋藤委員　そうなってくると、その図面は見させていただいたんでしょうか。今の坂本さんのお話だと、先ほど細野先生がおっしゃったような小中一貫校の検討だとか、もうそういうのは基本的に無理ですよ。今さら、その基本設計ができ上がっているところで、一貫校にしていこうとか、もっとこうできないかというようなことは、もう動かせなくなっちゃっている状況に今あるということですか。

坂本学校教育部長　建物としての姿を変えていくということに関しては、既に16年度中、実施設計に至っておりますので、現段階ではできません。そこをどう使っていくかという点、運営主体をどうするかという点は、まさにこれからの問題というふうに思っております。

石川教育長　この新しい学校につきましては、ここでの議論を聞いていてかなり先が見えてきたんですけども、私の考え方の中には、ここで当面方向性を出してもらわなければできませんけれども、現場の活性化ということを考える、現場に投げかけて、現場から提言をさせたらいいと思っているんです。それを実はきょうの私の話の中で校長たちに投げかけようというふうには思っていたところなんです。今の話を伺っていて、私は、既存の学校、例えば七国とか松が谷もそうでしょうけれども、そういうところの小中一貫校とか、あるいはもっと非常に大変な地域、生活指導上の問題が特に大きいような、そういうところでコミュニティスクールをやるとか、新しいところでできそうなところでやってもあんまり意味が

ないんじゃないかと思うんです。できるだけ困難な状況の中でやることに私は意味があるのかなと思っています。そんなこともちょっと考えているので、その辺を投げかけてみたいと思っていますんですけどね。

小田原委員 教育長が投げかけたときに、こういうふうにしたいという提案も出てくるだろうと思うんですよね。それが反映されるような設計であってほしいわけね。そういったときに、いや、できます、できませんというような話ができるのかどうか。例えば中高一貫の場合には階段も3センチから2センチ違うというんだけど、小学校に合わせておけば中学校はクリアされるというのは、この前お伺いしたんですけど、そのほかに教室がそれだけの余分があるのか、できるのかとか、そういうことはどうなんですかね。

穂坂施設整備課長 平成19年度に開校を目指しておりまして、非常にタイトなスケジュールになっておりまして、今からですと設計の変更はちょっと不可能でございます。

小田原委員 対応ができるようにしたいとかいうような話があればどうなんですか。

細野委員 だから、設計のあり方だけでも、要するに、いろんなオプションをつくって、一貫もあるだろうし、小学校だけというのものもあるし、いろいろあると思うんですよ。だから、そのときに、できるだけそのアイデアを採用できるような、柔軟な対応ができるような形にしておくんです。例えば、六本木ヒルズなんかそうでしょう。枠は全部一緒なわけです。全部パーティションで区切るようになっていくわけです。そういうやり方だってあるし、それはまた防音設備なんかでも非常にいいのがありますから、それは弾力的にできるように、あるいは、ひょっとすると将来は学校でなくなるかもしれないということもいろいろ考えた、頭のいい設計をやっぱり考えてほしいなと思いますよ。

穂坂施設整備課長 今、設計が上がっている段階で申し上げますと、教室スペースというんでしょうかね、その教室スペースが隣の壁が取っ払えるような設計にはなっておりますので、言ってみれば、将来的にどういう形になるかということも踏まえて1つの空間ができるような形にはしてございます。

細野委員 それからも1つ、もうITなんか当たり前の話なんですから、光ファイバー取り入れるとか、どんどん改革をやってほしいんですよ。それで、八王子の先進的な試みはそこでなされるんだ、全国に発信できるような、そんな気概でやってほしいと思いますね。とにかく八王子は教育に金をかけるんだ、というようなことがアピールできるような、そういうことをやってほしいんですよ。IT関連のことをぜひぜひ最新型でやってほしいです。

穂坂施設整備課長 はい。まだ設備に関してはそういった意見とかそういったものは取り入れることは可能ですので、また、校内LANというんでしょうかね、そういったものはできるだけ整備をしていきたいというふうには思っておりますので、その辺は組み入れたいというふうに思います。

小田原委員 今回の細野さんがおっしゃるとおり、そういう形にさせていただくということで我々は賛成したわけです。当初、僕たちは、まだつくる必要ないんじゃないのか。ほかのところで対応できるんじゃないのかと言っていたけれども、では、つくるんなら新しいタイプの学校をつくっていこうという話になった。一方で、老朽化が激しい旧市内の学校はどうするか、そういうところとの差ができちゃうんじゃないかとか、あるいは、教育長の話のように、もっと課題のある学校をどうするのか、もっと活性化させるための何かがあるんじゃないかというのがあるわけです。そういう話が一方にありながら、こういうふうに学校を積極的につくっていきましょうとなった。それは何かといたら、八王子に市民を呼び込もう、活気あるまちにしていこうというのがあるわけだから、そこを常に忘れないでやってほしいんです。

名取委員長 よろしいですか。もしあればやっておいていただいて。少なくとも委員会の考えが反映するようなものをつくっていただきたいということなんですかね。よろしく願います。

名取委員長 続いて、体育館お願いします。

福田生涯学習スポーツ部主幹 八王子市体育館の開館時間の延長に伴う6月補正予算見積もりにつきまして、担当の三橋主査から説明をさせていただきます。

三橋体育館主査 御説明させていただきます。

市民からの要望により使用時間を30分延長することに伴い、財源内訳を更正するというところでございます。本件にかかる経費ですが、240万1,329円。そこから歳入を引いた、今回の更正する金額は48万1,407円ということになります。細かい内訳を申し上げますと、歳入につきましては、市民体育館、甲の原体育館の予定額が255万9,896円、これを7月から実施をしたとして9カ月で掛けますと、年間で191万9,922円の増ということになります。歳出につきまして、これは、嘱託員の人件費、光熱水費、設備管理費あるいはプールの委託費等で月で320万1,773円かかると予想されます。これに9カ月を掛け

まして240万1,329円の増と。この歳出の増に対して歳入が191万9,922円ということですので、48万1,407円補正に供すると、こういうことでございます。

以上でございます。

福田生涯学習スポーツ部主幹 別紙1にあります30分相当額の金額の単価につきましては、表では10円単位までお示ししてございますが、経営会議等の中で100円単位までにするようにというようなこととお話がありまして、今、検討中でありまして、金額については確定額ではございませんので、御了承いただきたいと思っております。

名取委員長 では、ただいまのことについて、御質疑、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

齋藤委員 別紙3の表の見方なんですけど、報酬のところは2,800円/人、4人という、これはどういう計算で見たらよろしいんでしょうか。

福田生涯学習スポーツ部主幹 月額1人2,800円の増という形でございます。今までの勤務時間が1時半から体育館の場合ですと9時半という形になりまして、それをずれ勤対応ということで、2時から10時までというふうな勤務時間をずらしました。そのことによりまして、嘱託員の報酬の金額が5時を境にして単価が若干変わってきますので、夜間の部分がふえるということで、1人、月2,800円ふえるということでございます。1日に直しますと約100円の増ということでございます。

細野委員 時給になると幾らなんですか。

福田生涯学習スポーツ部主幹 月額で出ておりますので、時給ではちょっと出しておりません。

細野委員 それ、出しておいってください。

福田生涯学習スポーツ部主幹 はい。

細野委員 それから、報酬がそれぞれ違いますね、市民体育館と甲の原体育館。その合理性は何ですか。どうして違うんでしょう。

福田生涯学習スポーツ部主幹 体育館のほうでございますが、体育館専門員といいまして、体育館の窓口業務あるいは館内の見回りと、あと終業時のかぎの確認、かぎを締めて帰ると、そういうふうな火の元の管理を行う者が体育館専門員でございます。その下の嘱託員の1人につきましては、トレーニング室トレーナーということで、現在、体育館のほうにトレーニング室がございまして、そここのところにトレーナーを置いてありまして、その人に対する報

酬額でございます。

細野委員 さっき、1時間ずらすことによって100円増ってありましたね。これはどなたが決めていらっしゃるんですか。

福田生涯学習スポーツ部主幹 総務部のほうでそういう基準ができておりまして、その額によるものでございます。

細野委員 それは一般の職員に準じるという形でのあれですか。

福田生涯学習スポーツ部主幹 一般の職員につきましても時間外のときには普通の単価よりも高くなりますし、また、10時以降の勤務の場合にも時間外の単価等も変わってくるということで、それに準じてそういうふうな制度になっているというふうに思います。

細野委員 その合理性について私はわからないんだけどね、なぜそういうふうにしたか。そのほうが安いからなんでしょうけれども。そのとき、なぜ一般職員と同じ支出をしたときに手当が変わるんだということをそのまま準じているのか、適用するのか、その正当性について、あるいは合理性について、私はわからないから聞きたいです。

福田生涯学習スポーツ部主幹 総務部のほうでこういうような金額を決めておりますので、それに準じてうちのほうでは適用したということでございます。

細野委員 だからね、この工夫をできないかと私は言っているんですよ。さっきの話と同じようにね。

福田生涯学習スポーツ部主幹 嘱託員の報酬につきましては全庁的に基準をつくってやっております。そうした中で、体育館の専門員だけ金額を変えるというわけにはちょっといかないというふうに考えておりますが。

小田原委員 だからね、そういうことを聞いているんじゃない。それはもうわかったから、その妥当性はまた別にして、そういうプラスの部分を払わなきゃならないような形を変えられないのか。多分、前もそういうことを言っていたはずなんだよね。

福田生涯学習スポーツ部主幹 ただいまの件につきましては、総務部と職員組合のほうと現在協議中というふうな話は聞いております。ただ、結論はまだ出ていないということで、現在はこの額で計上させていただいたということでございます。

小田原委員 じゃあ、できないわけですね。嘱託員じゃなくて民間に委託すれば、あるいはそれが必要なのか。必要であるならばどうするかという話で、嘱託員を雇わなきゃならない、その場所が体育館、ほかこういうところで割り当てがあるから、総務部との相談だという話

なんですか。そうじゃなくて、もうそんなのやめて、何か安いけれど、だけでも、お金の問題がいろいろ言われてくるからやめましょう、ほかのことは考えられませんか。工夫というのはそういうことを言っているんですよ。

もう1つ、これは教育委員会の話でなくなっちゃうんだけど、公務員の手当、特殊勤務手当とかいろんなそういう部分の手当のことが問題になっているでしょう。これ、まさにその1つになるわけですよ。ずれ勤なんていうのがあって、ずれたら金が高くならなきゃならないというのは、これは妥当性、多分ないというふうに言われてくる材料なんだよね。だから、そういうことについても含めてもどうするということを考えてほしい。

石川教育長 超勤の場合にね、例えば2割5分増しとか、あるいは10時過ぎると5割増しとか、それはわかるんだけど、これはただ時間をふやしただけで、要するに超勤じゃないから、やっぱり皆さんが言うように妥当性は欠くんだろうというふうに思いますよ。その辺が、きのうの経営会議の中でそれに近いようなことは言われていまして、改善の方向で今後進むというふうには思っていますけど。

名取委員長 ほかに。

齋藤委員 話がすごく大きくなっていってしまうと思うんですけど、教育にお金がかかるにもかかわらず、八王子市はいつも予算のところできゅうきゅうで苦しい。大きな話になっていってしまいますけど、やはりむだを省いて、何とか予算を考えていかなければならないというふうに、例えば学校給食を民営化するとか、体育館のいわゆる運営そのものを民営化すべきだと私は思っているんです。ですから、こういう例えば30分延長ですとか、こういうのというのは、実はそういう討議をするすごくいいチャンスのような気がするんですよ。だから、おそらく妥当性の金額的な問題はいろいろと決められちゃっている。今の決められている中で決定していくことではないのかもしれないかもしれませんが、もっとその前の前提の根底のところを何とかいろいろと話し合っていて、大きな変革というのかな、変えていくことによって、教育予算をまた別な意味で増額できるんじゃないかなというふうに私は個人的には思っているんですけどね。こういうときというのはすごくいいチャンスのような気がするんですよ。もう一回考え直すというか、根本を考え直すという意味で。組合の方だとかいろんなことがあって、非常に難しい問題だということはよくわかっています。ですから、簡単に来年からできるとかいう問題ではないということは私もわかりながら発言はしているんですが、ただ、やはり教育委員会という場は何にも影響されないところで発言さ

せていただけるということで考えれば、やはり市民レベルで考えても、民営化して、なるべく予算をふやす、得られるような大きな改革というのはやっぱり求められているんじゃないでしょうか。だから、ぜひそういうときの1つのチャンスの中にこういう意見もあったという、次につながるものにしていってもらいたいなという感じがするんですけどね、こういう話が出たとき。

菊谷生涯学習スポーツ部長 施設管理につきましては、今のお話のとおり、直営か指定管理者を導入するという二者択一が迫られ、間もなく決めなきゃいけない状況になっております。庁内のその基本方針を私も入って議論をしております。そういう中で、教育委員会所管の施設についても一定の方向性が近々出るのではないかというふうに考えております。

名取委員長 いいですか、齋藤委員。

齋藤委員 はい。

名取委員長 ほかに。よろしいですか。

どうもありがとうございました。それでは、事務局の原案の方向で事務を進めてください。

なお、原案の方向で教育長において臨時に代理し事務処理する場合は、八王子市教育委員会権限委任に関する規則第4条第2項に規定する教育委員会への報告は必要ないということによろしいでしょうか。

石川教育長 一応報告はしてもらおうんですけど、こうなりましたということでしょうね。

名取委員長 そうですね。

小田原委員 協議事項としてはもう不要というふうにさせていただいて結構です。報告だけ、結果報告だけいただきたいと思います。

石川教育長 そういうことですね。

名取委員長 ということで、事務局、よろしいですね。そういうことでよろしく願います。

名取委員長 次に、報告事項となります。

教育総務課から順次報告願います。

望月教育総務課長 それでは、今年の1月に外部監査の御報告がありまして、その概要と、それから、それを受けての対応ということで御報告いたします。

資料とすると、報告事項資料(教育総務課)ということで、1つは八王子市包括外部監査

報告（概要）ということになっています。もう1つは、それを受けての対応になりますけれども、定例会報告事項資料、A4の5枚ほどとしたものでございます。これらの資料になります。

まず、包括外部監査の概要でございますが、2ページ、3ページが指摘されている内容でございますけれども、これは15年度の決算資料にについて外部監査人が指摘したものでございますが、小中学校の需用費の消耗品について、指摘事項の1は、単価契約物品と類似した物品を随意契約としていると。せっかく単価契約物品ということで業者とあらかじめ低い価格で設定している単価を使わないで随意契約をしているということで、むだが生じているというようなものです。それから指摘事項2は、年度末付近に消耗品を購入していると。駆け込みで購入する実態について、計画的な執行を求めているというものでございます。それから3つ目には、1者随意契約ということで、契約事務規則上、原則なるべく2者以上から見積書を徴取するというものであったんですが、それが3万円以下の契約で1者しか見積もりをとっていないという指摘でございます。それから、指摘事項の4つ目は、10万円を超えますと事務手続が一定煩雑になるものを複数回に必然性がなく分けてやっているというものでございます。それから、指摘事項の5は、予定価格調書、これは15年度の予算執行のときはそうだったんですが、16年度は既に改善済みの問題でありまして、ちょっとそのずれがございました。これは既に作成をしているものでございます。

それから次に、需用費の修繕料で、これもやはり先ほどの消耗品と似た指摘でございますが、分割の発注ということで諸規定の回避が行われているということ。それから2つ目には、やはり1者随契の指摘。それから、修繕料と工事請負費の区分ということでございます。

これについての全体的な対応につきましては、もう1つの文書の一番最後のページのほうに出しております。平成16年度包括外部監査結果（指摘事項）一覧というA4の横であります。これについて、今の8件になりますでしょうか、その指摘についてそれぞれ対応しているところでございます。

1番につきましては、小中学校の需用費の消耗品で、単契物品と類似した物品を随意契約としているということで、これは指摘にもございましたけれども、ある程度使用頻度の高い物品について、もう少し単価契約物品自体をふやしていくということも対応として必要だったところございまして、平成17年度に向けて準備をしております、16年度、17項目だけの単価契約物品だったわけですが、ここで158項目までふやしまして、1つ

には2つの業者から見積もりをとらなくていいということがあるんですけども、もう1つは、あらかじめ市のほうが業者と廉価な契約をしておいて、そこに、発注業者に、もう決められた業者に数量を発注していけばいいというシステムを拡大したという対応をいたしました。

それから2つ目は、年度末付近の消耗品の購入ですが、これは計画的な執行を心がけるように既に校長会等でも徹底をしたところございまして、引き続き指導を徹底してまいりたいと思います。

それから、1者随契でございますが、これは後ほど規程の改正ということで御説明させていただきます。

それから、4番目の需用費分割購入、これもやはり指導の徹底を図っていくということにしております。

それから、5番目については既に実施済みございまして、6番目については、これもやはり指導徹底していかなきゃいけない部分があるんですけども、結果として同じような内容の修繕行為について、当初から一連の工事として取り扱えるか十分検討した上で執行していくということで、これはみずから正していかなきゃいけないことで、このように執行していくように十分注意していきたいというふうに思っております。年度途中の130万円を超えるような緊急修繕とか緊急工事については、これはなかなか難しい問題がありまして、これは対応について検討しているところでございます。

それから、7番目につきましては、また後ほど説明させていただきます。

それから、8番目については、財務部を含めて対応について検討しているところでございます。

それでは、特に1者随意契約につきまして外部監査人からの指摘を、外部監査人の先ほどの報告に戻っていただきますと、2ページの指摘事項 というところでこのように記述しております。「全ての随意契約について、原則二者以上から見積りを入手することになっているが、抽出した執行予定額が3万円以下の全ての契約において、一者随意契約となっていた。今後は、一者随意契約を認容する金額的基準の設定、一者随意契約を行う際の合理的な理由の整備、また特定業者の選定過程の明確化等といったことを定め、合理性と合法性を兼ね備えた運用を図っていく必要がある。」これは、規則上、規程どおりやっていないということの指摘を受けながらも、同時に、ある程度合理性があるのであれば規程自体を改正するような

ことについての提言だったわけです。

それを受けまして、もう1枚の紙でございますけれども、教育委員会で扱っています物品の購入、備品の修繕に関する規程がございまして、それをここで改正しようということでございまして、まだ改正の決定はしておりませんが、その方向性について、きょう御報告ということで御説明をさせていただいたところです。

改正の内容は、学校契約における3万円以下の物品購入契約及び5万円以下の物品以外の修繕に当たって、業者の単数見積もりをしても差し支えないという形に切りかえていこうというものであります。要するに、基本は複数業者から見積もりをとるんですけれども、少額な契約には、競争性を保つために、業者側もそうですけれども、事務上の遅滞も招くおそれがあるというところから、妥当な価格で購入できるような仕組みをつくりながら、あるいは事後チェックできるような仕組みをつくりながら、見積もりについては1者で行おうというところで、そういう改正をしよう。

内容的にはちょっとわかりにくいので、先に見ていただきますと、こちらの4ページに教育委員会所管業務に係る契約事務の区分表というのがございまして、非常にわかりにくいんですけれども、工事については例えばどういう形になっているかという、130万円以下の工事だけが教育長に委任をされております。これについてはそもそも入札ではなく随意契約ということになっております。それから、物品以外の修繕、要するに施設の修繕なんですけれども、これも同じようになっています。このうち、教育委員会の規程によりまして30万円以下につきましては校長の専決ということで、学校契約というふうに称しておりますけれども、決定できるようになってございまして、このうち5万円以下については教育委員会はこれまで規程を正しく解釈しないような形でありますけれども、5万円以下について単数の見積もりで実施していたということがございます。それから、委託につきましては、工事関連の委託でございしますが、50万円以下のものについては教育長契約というふうになってございまして、工事関連以外の委託については50万円を超えるものについては教育総務課のほうで入札をしてございました。これは教育長契約という形でやってございまして、50万円以下については所管と協議ということになります。それから、通常のいわゆる消耗品等の物品でございますけれども、これにつきましては、80万円を超えるものについては教育長における入札で、80万円以下につきましては随意契約で、そのうち、消耗品、それから備品の修繕等につきましては、10万円以下については学校契約になってございまして、このうち3万

円以下についてこれまで単数の見積もりでやっていたと。これをまた規程上直していこうと。言ってみれば、現状に合わせた規程整備をしようというものでございます。

もとに戻っていただきますと、理由としまして、3番の(2)で理由という部分、事務遅滞のおそれというふうにありますけれども、学校は少額の物品購入契約を相当多く発注しております。これは(参考)というところで15年度の実績をごらんいただきますと、物品(消耗品)の3万円以下の学校随意契約というのは1万7,000件弱でございます。これは図書も含めてですけれども、教育委員会を除く市全体の3万円以下の物品6,300件に対して、2.5倍ほど、少額で大量の物品を学校は買うという特色があります。こういった中で、業者の見積もりをきちんととるといった場合に、本庁との業務が、事務所が集中しているところだと業者のほうも営業の中で見積書をつくれるからということで比較的容易なんですけれども、広い市域に散在している業者からそれだけのものを学校のほうで多く見積もりをとるといことになりますと、相当それだけでも行政自身も負担になってきますけれども、時間もかかってしまうと。そのこと自身が、直接言えるわけじゃないですけど、行政自身のコスト高も招くんじゃないかと。こちらのほうの事務の執行上の遅滞といいますか、事務コストもよくないだろうというふうに考えております。

現状でも、施設整備課、教育総務課のほうで比較的廉価で買える業者というものを学校のほうには提示しております。そうした中で、検証ということではないんですけれども、市長部局で物を買う、例えば印刷のカートリッジを買うとき、同じ物品でも、学校で1者随契で買っているものと市長部局で買っているものと比較したときに、あまり共通した物を買うという例が少ないので、これだけですべて言えるわけじゃないんですけれども、1者随契をやっている2者で見積もりした価格よりも低いという、量は少ないんですが、そういうこともございます。それから、各学校の契約実績を見ても、1者でやって幾つかの業者から買っておりますけれども、それほど金額に幅はなくて、1者でやっていると、施設整備課のほうで一定程度業者を情報提供しているという中で安い価格で購入できているということがございますので、その点については今後問題ないだろうということで、かえって事務遅滞が生じるよりも、これをきちっと規程上整備したほうがよろしいだろうということでございます。

内容的には、具体的なものは、参考までになりますけれども、新旧対照表というのが5ページ以降に出ておりまして、これの第6条の第3項の2号というところで、「随意契約を行う場合は、なるべく2者以上から見積書を徴すること」、これが従前の規程でございますが、今

後は、それは残しながら、「ただし、1件3万円以下の予定価格の物品の購入及び備品の修繕」ということで、「差し支えないもの」と。この場合ということに注意するというふうなことで改定しようというものでございます。

それから、また戻りまして、1者随意契約の適正な実施を担保する方策ということで、これは2ページの頭になりますけれども、購入時点で市場価格とか自校の購入実績を担当課のほうは示していくと。これは今でもやっていることでありますけれども、それをさらに情報提供していくと。それから、もし高いようであれば、その段階で1者だけでなく別の業者からもとるということは当然していかなきゃいけない。それから、その際、先ほど指摘があったようなところについては十分注意していくということになる。それから、学校施設の修繕案件についても同じようなことを実施していこうということ。それから、自動的に、これは今までも若干やっておりましたけれども、1者で随意契約を行うということをきちんと規定する担保として、事後的に抽出して、それをチェックして、学校の購入の仕方について問題点があればそれを指摘して直していこうというものでございます。場合によってはそんなことを物品契約にしても施設修繕についても考えていきたいというものでございます。

参考までに、東京都のほうでこれと同じようなことを 額の根拠というのはなかなか難しいんですけど、30万円までは1者随意契約でやるということを実施しているというよう
でございます。これは随分前からやっているようですけれども、八王子市としては、とりあ
えず八王子市の市全体、オール八王子としてはまだ体系化しておりませんが、教育委
員会のほうでは、学校といいますか、買い物の独立性から、教育委員会の業務についてはこ
のような対処をしていきたいということでございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員 自分自身の勉強不足も反省しながら、確認のために1つ教えていただきたいんで
すが、この外部監査人とは、何人いらっしゃるって、どう選ばれて、どういう監査を大体なさ
っていらっしゃる方々なんでしょうか。すいません、私も事前に調べておかなきゃいけな
かったんでしょうけれども。

望月教育総務課長 執行機関として自治体の監査委員制度がございまして、その制度は前か
らあるんですけれども、何年前でしょうか、地方自治法の改正がありまして、外部監査人
制度というのが実施されております。外部監査人自身は1名でございます。その外部監査人

に補助者が大勢いまして、1つのグループというんですかね、組んでやっております。委託契約を市と結んでやっております、もちろん何人かが当然ある一定期間監査を実施できる程度の額で委託して実施しているところでございます。外部監査人というのは、あるテーマを、特に専門性を持ってやっている方が多いんですね。特に公認会計士ですとか弁護士というのが法律の中でも例示をされているかと思えますけれども、そういった専門的な知識を持った方が特にテーマを持って、自治体について外部からいろんな指摘ができるようにというふうに導入した仕組みというところでございます。

齋藤委員 選出はどう選出されているんですか。

望月教育総務課長 市長が議会にかけまして承認をいただいているというふうに記憶しております。

小田原委員 いろいろな指摘をされたということの説明があつたんですけども、不正にあつたという、そういう指摘はあるんですか。

望月教育総務課長 今回の指摘については、例えば単価契約物品で違う物品を随意契約したとかいうことについては、経済的にはもっと低い価格で買えたはずだというふうな意味で、不経済的な支出があるかというふうな指摘はございました。

小田原委員 要するに、不正の有無。みずから正していくと言ったけれども、それがどういうことがよくわからないから聞いているんだけど、いわゆる不正はあつたのか、なかったのか。

望月教育総務課長 厳密に言えば規程どおりやっていないという点でいえば、不適正な事務取扱があつたということではあるかと思えますけれども、これは言葉の使い方があれかもしれませんが、不正ではなくて、不適切な行為というふうに私どもは認識をしております。

小田原委員 15年度についてですね。それ以前について同様の指摘事項というのは、どういう部分でどのくらいあつたんですか。つまりね、指導徹底の必要があると。指導するんでしょけど、校長会、あるいは、ほかの外の事務所についてもやるわけでしょう。指導徹底するということだけど、指導徹底するというのはその都度やってきたはずなんです。にもかかわらず、同じようなことがどのくらいあつたのかというのがわからないで、指導徹底するということには多分ならないだろうというふうに思いますよ。それで、不正はなかったと。不正があつては困るんだけど、不適切であると。その判断をどうするかというのはまた齋藤さんが質問するだろうと思えますけれども、そういう部分のみずからが正していくんでしょ

うけれど、何をどうするかというのはもうちょっときちんとしていないと同じことの繰り返しになると思います。ここではこういう指摘があったということなただけでも、具体的にこれ、公表されるんですか、されないんですか。

望月教育総務課長 この件に関しては、私ども、対応について検討していたということもありまして、既にこれは公表はされております。公表は監査委員によって、包括外部監査人の報告を含めて監査委員が公表するという形になっています。公表はされています。

小田原委員 例えば消耗予算について、この指摘で言えば、予算は計上されているから、だから使わなきゃいけないというような形でもって執行されたようなのがあったというんだけど、それはどこと言ったら差しさわりのあるか知らないけど、何とか学校にこういうのがあったとかというふうに公表されているんですか。あるいは公表できるんですか。

田所施設整備課主査 今回の監査につきましては、小中学校2校ずつ監査人が実地調査をいたしました。その学校名も公表されておまして、まず監査の結果ということで市のホームページのほうで掲載がされております。

細野委員 外部監査のこの1ページ、すごく大事なことだと思うんですね。平成14年度で需用費として54億円のうち約半額、27億円が小中学校、結構大きいですよ。その27億円というやつに対して、監査の結果として指摘事項が5つあるわけです。これ、全部、至極もったもんですよ。なぜそういうようなことが指摘されるのかということ、調達の方法にも少し工夫が必要なんじゃないかと思うんですね。1つは何かというと、ほんとうは煩瑣な手続はないほうがいい。逆に言うと、電子調達みたいなものだっていいわけですよ。それは各学校から教育総務課のほうのホームページを見てそこのところに流してもらって、これこれこういうものが欲しいんだというようなこと、各学校では何月にどういうイベントがあるから、どういう品物が欲しいんだということをやっぱりあらかじめ出してもらいたいんですね。調達の方法、まず簡素化する。それで、1者随意契約って、これはもうほとんど言語道断と私は言ったことがある。入札でなくても、随意契約であっても、やっぱり見積もりでちゃんともらうべきなんです。そのときに煩瑣にならないためにどうするか。1者の場合でも2者させるよりも安くなる場合もあるって、それは確かにそうなんです。あるかもしれないけれども、長年その人にずっとやっている場合には、何らかの形での半分目をつむった仕事になるんですよ。これはもう人情の社会だから、それは当たり前の話なんです。やっぱりね、競争のシステムというのは常に担保しておかなきゃいけない。そういうときにはどう

するかということ。調達の方法をもう少し透明度を高める必要があると思います。そのためにはどういう形で煩瑣な手続というやつを簡素化するかということを少し工夫してほしいんですよ。電子調達も1つの手かもしれない。そういうことで考えていいんじゃないかと思うんですね。この指摘については、私は至極もっともと思って、これは半分は調達のシステムが古いからだと思います。

以上です。

小田原委員 僕もそのとおりだと思いますね。理由として、合理性、合法性にのっとって云々という話があったけれども、1者契約にするのは、合理性はあるとしても、合法性なのかというふうに言うと、反するわけだよね。それをどうして合法性というふうに言えるのかというと、現状に合わせてというふうに言うけれど、現状が悪いのを、それに合わせてはやっぱりまずいというふうに思いますよね。例えば、この前、齋藤さんに指摘された、品物一つ買うのに7枚も紙が要するという話はどうなったんですか。

望月教育総務課長 そのことについては指摘されております。

細野委員 やはり事後的なチェックはとても大事だと思うんですね。これは有名な話でね、電子製品の販売会社が言っているんだけど、多摩地区、特に八王子近辺は非常においしい市場であると。1つは、形が古くなって市場で値崩れしているようなところを定価で売ることができるというようなことを言われているんです。そうすると、やはり目ききもそうだし、この事後チェック、このA製品というやつをこの値段で買ったんだけど、ほんとうにこれでよかったのかなと、もうね、事後チェックが必要だと思うんですね。ちょっと全員でやっていたんだけど、こんな高く買ったじゃないかなと。ほかの小学校とか中学校はこれくらいだったよというふうに、やっぱりやりたいと言うんですね。だから、そのためにも皆さん一々伝票を送るなんて面倒くさいんだから、やっぱり電子化して、ある製品についてはざっと見比べるとどこが一番安く買ったって、それがわかるような形にしていきたいですよ。

望月教育総務課長 なかなか事務改善が進んでないというところはあるんですが、1つは、単価契約につきましてはこの7月から電子決済という方向で、準備を進めているというところでございます。もう1つは、随意契約の中で見積もりを1者だけでいいかどうかということについての合法性の問題でございますけれども、これは自治法上の解釈の問題になりますけれども、自治法の施行令の中で、これこれこういった条件の場合は、まず原則は入札がありまして、次に例えばこういった場合は随意契約でいいよというのがありまして、金額を自

治法の施行令で決めています、それが物品ですとか委託とか工事、それぞれについて一定の金額を自治法の施行令の中で決めていて、それを受けて契約の措置等をこの金額以下であれば随意契約していいというようなことがありまして、その中で随意契約の場合でも一定程度の競争性を確保するよとということの中で、できるだけ見積書を2つ以上というふうにやっているわけです。そこでまた各自治体でもいろんな運用の仕方があると思うんですけど、例えば国の例で言いますと、もちろん競争性はできるだけとったほうがいいんですけども、各省庁に計100万円までを条件として各省庁の判断でできるだけ見積書を2つ以上徴取するけれども、例えば市場価格の調査をきちんとするだとか、それから、電話で価格を調べるということを通じて、そういうことで見積書の徴取を省略しても差し支えないというふうな形での運用になっているということでございます。つまり、見積書そのものを徴収しなくてもいいような柔軟な形の対応していきたいということです。その1つとして、今、先生がおっしゃったように、いろんな価格の動向をこちらから提供しながら、できるだけ廉価な買い物ができるような仕組みをつくるというところで何とか対応できないかなというふうに思っているところです。やっぱり2者の見積書をきっちりとなきゃいけないという点でいうと、なかなか八王子市域は広くて、業者はなかなか見積書を出すのも結構相当渋るという現状がございまして、それについては、事務局のほうできちんとした情報提供をする中で何とか対応をして、業者の要するに言いなりにならないような価格をきちっとできるんじゃないかというところで執行できるんじゃないかというふうに思っています。法的にもそこら辺は幅はありますけれども、私どもは合法性はあるというふうに考えております。

齋藤委員　今回のこの外部監査の方が指摘している問題として、なるべく2者以上からという指摘の部分はこの改正ではっきりさせたわけですね。一方で、この3ページのところで言われている、本来1つの修繕行為となすべきものを2つに分けてというようなことについてですけども、10万円あるものを3万と3万と2万で買うということが、修繕のほうですけども、指摘されているわけですね。このことについては何にも改正されていないというか、これで幾らこうしても、結果的に今度、物を買うときに、5万円の買い物をしたいけど、じゃあ2回に分けて買おうということはある得てきちゃいますよね。それについては何の改正もされていないんじゃないですか。そのあたりはかえってアバウトにしておいたほうがいいのかどうか私もわからないんですが、指摘はされているわけですね。

穂坂施設整備課長　ただいま修繕に関しては、なかなか教育の中だけでは解決できない問題

というのがございまして、例えばこの130万円を超えた場合には建築課のほうで適用を依頼しなければいけないというようなこと、さまざまな関係所管と協議をしております、ある程度一定の方向性が見えればきちんとした形でお示しをしたいというふうに思います。現在、庁内で協議中ございまして、その結果次第ということで、もう少しお待ちをいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

齋藤委員　　そうやって1つの工事を2つに分けることが指摘されているわけですね。同じことが物品のことも言えちゃいませんかということですよ。いわゆる修繕と物品は違うことはわかるんですけども、1つの指摘については何とか改正するようにしたわけですよ。でも、もう片方で指摘されていることについては、そのままになっちゃって、改正が何も行われていないんじゃないかということを行っているんですけども。

望月教育総務課長　　それを防ぐことを規則上設定するというのはなかなか難しいと思っています。実際できることというのは、こちらのほうでも方針としても出させていただいておりますけれども、きちんとした監査委員とか外部監査による監査じゃなくて、教育委員会事務局による指導監査というんですか、内部的な事後の監査を徹底して、その中で、例えば細野先生がおっしゃったように、そうならざるを得ないような仕組みがあるとすれば、それはきちんと見ていかなきゃいけないと思いますし、そこら辺の現状をきちんと把握して監査していくということをこちらの方針の中でも出させていただいておりますけれども、実施をしていきたいというふうに思っております。

小田原委員　　これはね、防ぐことは難しいというのでは、法律ではなくなるんですよ。悪いことをすれば幾らでもできるという、そういうのはまずいんじゃないですか。

細野委員　　やはり、事後チェックのところをきっちりやらないとだめですね。むしろ、やらせてみて、それで、これはおかしいなと思ったらこれはチェックしましょうというしかないと思いますよ。

小田原委員　　同じような指摘が必ずあるはずですよ。予算をとっておいて、残ったから使わなきゃいけないといってそういうふうな使い方をするというのは、よくあることですよ。だから、そういうこと、要するに消化予算にしないためにはどうするかというと、具体的に出てこないから言えないけれども、例えば、出張旅費が余っていたから、「行ってください」と言って2月か3月に行っているなんていうことがあるとすれば、これは不正だから、規程にひっかからないけれども、これが許されるのかというようなことはやっぱり言わなきゃいけ

ない。それを、わかりませんというのか、明らかにできないというのはやっぱりまずですね。

細野委員 それはね、単年度予算審議でやっていることによるんですよね。余剰金でとっておいて、「それはまた来年度使っていいですよ」と各学校に裁量的に言えるんだったらいいんだけど、それはできないわけでしょう。だから、事後的にチェックして、「ここはちょっとおかしいから、このところだけやめましょうね」と言っていくぐらいしかないんじゃないのかな。そんな気がします。

田所施設整備課主査 学校につきましては、2月までに全部支出負担行為決定をするように16年度は指導をしたところなんですね。学校は、3月は卒業時期ということで一番お金がかかるのと、4月当初も入学式等で新しいお子さんが入ってくるということで非常にお金がかかります。包括外部監査で指摘された部分につきましても、決してむだなものを買っているというわけではなくて、確かに2月は執行する金額が多いんですけど、それはむだ遣いとは違います。

細野委員 これね、経済学のイロハなんだけれども、2月にみんな需要を出すでしょう。そうしたら、業者のほうは強気になれるでしょう。だから、計画的に何月にはどういうものが要るから、今のうちに、実勢価格が安いときに手当てをしましよと、そういう工夫ができるようにということですね。いかにして合理的に安いときにしかるべき品物を買うかという、そういう工夫を各学校でしてほしいということを行っているんです。

名取委員長 時間も迫っているので、このことについてはよろしいですか。

小田原委員 結局、1者契約でいいというふうにするわけね。

石川教育長 これまで指導しても上がってこなかったというのは、やはりそこに合理性もあるんだろうと思うんですよ。ですから、その実態に合わせていくということも必要で、それをすべて規則に決めて、それにのっとってやるなら、また1つの合法性ということになるから、形を整えることも大事なんじゃないかなと。

小田原委員 もっと御相談するみたいな形にするという形にしておいたほうがいいんじゃないかな。

細野委員 工夫したら、その翌年、繰り越して、「校長先生、またそれ使ってもいいよ」ということはできないのかな。そうすると一生懸命安いときに仕入れてということでもやるでしょう。そうじゃないと、単年度で区切っちゃったら、もう2月だということで、「しょうがない使

おう」ということになっちゃうから、そういう時期は値が高くなる傾向があるんですよ。だから、少し繰り越しできるような、そういう制度をつくれませんか。

坂本学校教育部長　市役所の後期の予算としてですと3月31日までしか使えない。あとは支払いが残るだけという仕組みで、翌年度に繰り越すというのは、例えば幾つか仕組みがありますけれども、繰越明許費というふうな別予算をセットしておく。それは年内に終わる予定だったんだけど、例えば道路工事をやっていたんだけど、雪が降っちゃって工事がおくれたというふうなときに、別に予算を議決してもらって前の年の予算を翌年度に使う。あるいは、ほんとに年度末ぎりぎりになって突発的な事態が起こってできなくなったので予算を繰り越す。それで議会の承認を得るというふうな大きな枠組みですと、かなり特殊な例として繰り越すという仕組みはあるんですけども、日常的に、今年度、効率的に使ってお金を余らすことができたから、それを翌年度へ回して使っていくというのは、今の地方自治体の会計の仕組みとしてはちょっと難しいところがあります。

小田原委員　1つは、流用という言葉はまずいんですけども、項か目か、あるいはもっと上の款の変更を認められるのかどうかという、そこら辺が1つ大きいと思うんですよ。それを認めるという条件があると思うんです。もう1つは、せっかく節約したり工夫して予算を浮かした部分を返しちゃったら、来年、使わないんだからといって予算を減らすという話になっちゃうから、使わなきゃ来年大変だという、そういうのが働くわけでしょう。だから、そうじゃなくて、余った部分については、来年要らないんだけど、その部分をほかの校長先生が欲しいと言ったところにつけてやる、そういう工夫を約束してやることだと思うんですよ。それはできないというんじゃなくて、やりませんと言ってほしいわけ。

坂本学校教育部長　確かに、一生懸命努力をして節約をして、より必要なところにお金を持っていくというふうな動機づけの仕組みは必要だというふうには思っています、1つには、光熱水費の関係については、それはさっき言った予算の枠組みではあくまでも年度が違う範囲になりますけれども、今までの実績として節約を続けてきたところに対しては、翌年度予算の中で光熱水費全体で減らしますんで、それを今度、例えば需用費にとっておいて、その努力をした実績に応じて学校に配分していくというふうなことも17年度に一部組み込んでいます。もう1つ、今お話のありました、例えば物を買うお金を一生懸命節約した結果、お金が余っていると。それを今度は外部から人を入れたいというふうなところに使いたいというふうな中での動かすというんでしょうか、予算の流用ということについては、もちろん合

理性があればできるという仕組みにしておりますし、市全体でもそれを極力、各部の部長の権限においてできるようにしていこうということで、今、制度が変わってきています。学校についても、そういった点もいろいろな取り組みができるようにということで進めてまいりたいと思います。

名取委員長　　ということでよろしいですね。

小田原委員　　とりあえずまた来年検討してもらおうと。

望月教育総務課長　　規程を改正した部分については、もともと市長から教育長に委任されているものでございまして、教育長権限の中で事務処理ですとか事務の要領を定めているものでございますけれども、このような方法でこれからできるだけ早いうちに改正の決定をしていきたいというふうに思っておりますので、これについてはそんな執行をさせていただければというふうに思っておりますけれども。

小田原委員　　それでいいですよ。今後、校長会に多分こういう話をするんでしょう。

望月教育総務課長　　そうですね。

小田原委員　　そのときに、同じことで指摘されたら、インターネットじゃない形でもって公表するというのを言ってほしいですね。

あと、細かいことだけど、徴すると徴取するというのは同じなの、違うの。

望月教育総務課長　　同じです。

小田原委員　　同じ規程の中に、「徴する」と「徴取する」が一緒に入っているんだけど、それは御検討ください。

望月教育総務課長　　はい、わかりました。

名取委員長　　そういうことでよろしくお願いします。

名取委員長　　では、次に学事課から報告願います。

小泉学事課長　　それでは、平成17年度学級編制の概要について説明させていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

学級編制につきましては、東京都教育委員会が定めました学級編制基準に基づきまして、4月1日を適用日とさせていただきまして学級編制を行いました。その後、4月7日までの間に児童・生徒数に増があった場合には、東京都教育委員会に学級数の増について協議ができるということになっております。17年度につきましては、みなみ野小学校の第1学年で

4月7日までに新入学児童数の増がございまして、都との協議を経て、学級数が4月7日に1学級増となっております。本日は、最終的に確定いたしました4月7日現在の学級編制の状況について御報告いたします。

お手元の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。資料左側に小学校、右側に中学校の状況をまとめてございます。

まず、1の学校数・児童あるいは生徒数・学級数でございますが、左側の小学校では69校、2万9,205人、935学級となりました。の対前年度比でございますけれども、平成17年度につきまして16年度と比べまして311人増、学級数で8学級の増となっております。右側の中学校につきましては、学校数38校、1万2,950人、376学級、対前年度比では10名、1学級の増ということになっております。には、本年度とピーク時との比較を参考に掲載いたしました。

次に、2の学級数別学校数でございますけれども、同じように6学級以下は小・中とも6校ございました。それから、7学級～11学級、これは小学校が9校、中学校は18校、12学級～18学級、これは小が46校、中が13校、19学級以上につきましては、小学校のほうは7校、中学校はございませんでした。

次に、3の児童数あるいは生徒数が多い大規模校でございますけれども、小学校につきましては、ごらんのように、由木中央小学校が801名の23学級が最大規模になっておりまして、以下、長池小、第七小と続いております。それから、中学校につきましては、石川中が610名、17学級で最大規模でございます。以下、第一中学校、第七中学校が同数で続いております。

次に、4の児童数・生徒数の少ない学校でございますが、小学校では、少ないほうから恩方第二小、上川口小、美山小の順となっております。また、中学校につきましては、加住中の103名が最小規模でございます。以下、館中、七国中の順となっております。

各校の個々の状況につきましては、お手元の資料の2枚目の表側に小学校、それから裏面のほうに中学校の学年別児童あるいは生徒数・学級数を掲載してございますので、お目通しいただきたいと思います。

以上、平成17年度学級編制の概要について御報告いたしました。

なお、関連する17年度学校選択の結果、それから私立小中学校への入学状況につきましては、ただいま集計中ございまして、集計でき次第、定例会のほうで報告させていただく

予定でございますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

名取委員長　　ただいま学事課の報告は終わりました。

本件について御質疑はありませんか。

細野委員　　児童数あるいは生徒数はいいんですけども、各小学校・中学校の学区の面積がどれくらいかという一覧表が欲しいんですよね。なぜそれが欲しいかというと、児童数が少ないところはほかとの統合をしていかなきゃいけない。そうすると、今でも現状で学校区というのが大きいと思うんですが、それをまた統合していくと学区はもっと大きくなるんですね。そうすると、通学とか、あるいはコミュニティの施設として小・中は非常に大事である。そうすると、どういうところを統合したらいいのか、どういうところはこれ以上できないなということを判断するためにも、学校区の面積というのは非常に大事なんですよ。それをデータとしてつけてほしい。要望です。

何でそんな話をするかということ、さっきあったけれども、みなみ野小学校が増えたと。これは各町別の人口の推移を見れば大体予測できるわけですよ。唯一、伸びているところでしょう。人口密度とか世帯数、世帯ごとの人口数なんかが結構大事なんですよ。どういう年代の人がここにどんどん入ってきているのかとか、非常に大事なんですよ、人口予測するためには。だから、これは僕も昔から言っているんだけど、教育委員会のほうでもGISを使いなさいと言っているわけ。もしあれだったら、これ、予算をとってもいいから、早目にその基礎データを全部地図情報システムの中に入れておいて、そうするともうすぐ出ますから。

小田原委員　　予測できるわけですよ。

細野委員　　こういうものを、来年にでも予算化してほしいんですよ。地図情報システムの中にすべての基礎データを入れておく。

小泉学事課長　　確かにそういうものがあれば、我々も仕事をする上で非常に視認性も高まりますし、非常に有効だと思いますので、それはどういう形で可能になるのか研究させていただきたいと思います。

細野委員　　それでね、次の話になると思うんだけど、学校規模の適正化、統廃合というときに、説得、納得、それから合意というのやっぱり必要なんですよ。そのときにやっぱり基礎的なデータというのをちゃんと住民の方々にお示しするというのは大事なことですから、

それを再度ぜひやってほしいと思います。

穴水学事課主査 研究させていただきたいと思います。

齋藤委員 面積についてはどうかわかりませんが、世帯数なんかは、具体的に言うと、よく学校では、各町会に回覧を配ろうなんていったときに、何枚印刷するかというのはみんな把握していますよね。だから、すごい細かいところまでは厳しいかもしれませんが、おおよその世帯数はつかめるんじゃないでしょうか。

穴水学事課主査 学区域のシミュレーションなどする場合には、通常では住民基本台帳がありますので、それに基づいて人口は把握しております。あと、面積というお話がありましたが、当然、通学区域を考えていくという話ですので、要するに面積が広いというよりも、実際通学時間がどのくらいかかるかを見ていきます。

細野委員 地図情報システムはそういう通学時間のシミュレーションもできるようになっているんですよ。例えばこのところは近いんだけど、山があって通れないとか、そういう分析ができるわけ。

名取委員長 次回までにそれはつくって出していただくと。

小泉学事課長 次回ということにさせていただきたいと思うんですが、今言われたそういう提案ですけれども、研究させていただきたいと思います。

名取委員長 よろしくどうぞ。

齋藤委員 つまり、きょうは報告事項として学事課からこういうデータが出てきたということで、問題は、これから先、このデータをもとにどういう展開をしていくかという話し合いを詰めていかなければならないわけですから、これの資料をうまく活用して、これからいろんな提案というか、考えていかなければならない。もちろん、きょうは時間としてこれは報告事項なんでしょうけれども、そのあたりはうまく学事課からの報告を、どう活用していくかという話なんだと思うんですね。だから、きょうはもちろん報告事項だということなんでしょうから、これはこれで終わりにしないでいただきたい。細野先生から言われた次のテーマになるんでしょうけれども、それをもとにしてこれからどうしていくかという話し合いをしていきたいと思いますので、各課の横の連絡も密にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

小泉学事課長 今言われたとおり、今度は、児童数の多い学校あるいは少ない学校、この辺の

ところをどうするか。当然、統廃合だとか、あるいは学区の調整とか、そういうことは我々しなきゃいけないことなので、このデータがそういうものの基礎といいましょうか、もともなるということでありますから、委員の言われたとおりだと思います。

名取委員長　　ということによろしいですね。ありがとうございました。

名取委員長　　次に、指導室から報告願います。

小海学校教育部主幹　　それでは、学校規模適正化方針（平成13年1月24日決定）について御説明いたします。こちらにつきましては、現在の形態、これは非公開が部分でしたけれども、当時の内容について改めて説明をという話がございましたので、今回、改めてまたこの文書をお示ししたというところでございます。

ここを見ていただきまして、概要の説明をしまいいりますけれども、平成12年6月、八王子市立学校適正配置等審議会から答申をいただきました。本答申を得まして、13年1月24日の決定ですけれども、学校の適正規模は12～18学級であるというふうな答申に基づきまして、教育委員会として方針を出したということでございます。内容にございませとおり、大規模校につきましては、今後の児童・生徒数の推移を見ながら、学区域の見直しを含め改めて検討すると。それで、小規模校についてどうするかというところについて、このような話があったと述べられておりますけれども、小学校については10校を対象、そして中学校は6学級以下の4校を対象に検討して、当面、4つの地域の小学校を適正規模化するために、統廃合を実施または推進するという内容でございます。

この中で、当面の方針としまして、統廃合を実施する学校としては2地域挙げてございませ。鹿島・松が谷地域（鹿島小、三本松小、松が谷小）、こちらにつきましては、現在、統廃合を進めておりまして、3校のうちの2校を統合して、現在その途中であるというところでございます。次の館地域（上館小と殿入小）、こちらについては平成14年4月1日に統合いたしました。館小学校として統合いたしました。

次に、統廃合を推進する学校または地域ということで、これも2地域ございませ、寺田地域、こちらにつきましては稲荷山小学校が小規模校となりましたので、隣接します寺田小の児童数の推移を考慮に入れて推進するということですが、この結果、平成16年4月1日に緑が丘小学校として2校を1校に統合して、現在はこの緑が丘小学校はすべて2学級が保たれているという状況です。もう1つ推進する学校または地域ということで、中山・

鑓水・上柚木地域ということで、こちらにつきましては小規模校が中山小学校と由木西小学校がございます。こちらにつきましては、ちょっとまだ手がついていない状態です。この2校とも現在もすべて単級で、児童数につきましても100名そこそこ、100をちょっと上回る程度というところで2校が推移してございます。こちらについては手がなかなかつかないのは、山がありまして地理的に隔絶しているというところがありますので、この2校の学校を1校にするというのはなかなか難しいし、この2校を1校にしたところで、いずれやっぱり単級が発生する可能性がある。本質的な問題にはちょっと確実につながらないという可能性もございます。こちらについては今後とも検討していきたいということで、今、考えてございます。

当時の統廃合計画の進め方につきましては、市民の方の意見を十分お聞きして統廃合を進めていくという形です。そして、統廃合の校舎、校庭の活用については、地域住民の意見を参考にしながら今後検討していくと。

これが平成13年1月の段階での方針でございます。

これ以降、先ほど申し上げたとおり、統廃合が終わったところ、現在進めているところがございます。そちらにつきましては、やはり八王子市域全体の適正規模というものも視野に入れて検討していかなければならないなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

名取委員長　ただいま指導室の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

なお、旧三本松関係についてはいまだ未公開の部分がありますので、ちょっと御配慮をいただきたいと、このように思います。どうぞ。

齋藤委員　ちょっと発言が難しくなっちゃいましたわけで、1つ確認をとっておきたいのは、私も、平成13年1月24日、このときも小学校のPTAのほうのOBだったんですけども、携わっておりましたので、この資料は持っているんです。ちょっと確認というのは、再三、御質問したと思うんですけども、これが今出てきたということは、今回の資料にも出てきたということは、これはいまだに大前提としての基本として生きているのかどうか。それに対して、私の理解力が悪かったのかもしれませんが、小海さんのお答えとしては、いや、それからもう変化したんですと。いろんなことによって、現場のいろんな内容によって変化していますと。だから、この基本方針はもう、それから後、いろんな話し合いによりみんな

変化していっちゃっているんで、これは基本的な話としてはもう崩れちゃっているものなんですよというふうに答えているというふうに私は聞き取っていたんですよ。ここの資料としてまたこれが出てきたというのは、やはり正式な文書としてはこれがいまだに脈々と大前提として生きているというふうに判断してよろしいんですね。今、配られたもの、平成12年6月に出した答申ですね。ここら辺のところは壊れちゃったのか生きているのかというのは、すごく大きな問題なんです。私の確認では、正式な文書として出ているのはこれしかないと思っていたんです。小海さんは変わった、変わったっておっしゃったけど、どう変わったのかというのは正式な文書で出ていない。ちょっとそのところを教えていただきたいんですが。

小海学校教育部主幹　これは審議会の答申をいただいて、この内容はこういう形で進めるといふ当面の方針です。ですから、それぞれ4地域出ておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、統廃合はもう済んでいるところもございますし、まだ進めているところもある。ですから、原則はこの形であるのかとは思いますが、ただ、その地域に入りまして、やはりまだ統廃合が済んでいないところでは、この方針というか、最初に私どもが打ち出した方針で進めていくという形では、やはり地域の方の御理解を得られなかったというところがございます。その地域に関しては、ここのところの一部御意見などもいただいて修正して、さらに提案をする。そういう形で進めておりますので、この方針のその地域に関してはやはりある程度修正して提案はされましたけれども、そういうところは合意に至っていないということですので、またこれについては改めてもう一度再構築する。その地域の統廃合計画については再構築していく必要があるかなというふうには思っております。

齋藤委員　つまり、前回のときにも発言させていただいてこういう資料が出てきたんだと思うんですけども、これが今の小海さんの話でまだ基本方針として生きているとするならば、今もう済んでしまったところもありますし、それから、資料的にも古くなってしまっている。4年たって、この内容が適正でない内容も出てきちゃっていますよね。それで、やはり地域とのいろんな話し合いによって変化したものがあるのであるならば、教育委員会として、やはりちゃんとした、これはこのときからこう変わったという正式な文書を出さなきゃいけないと思うんですよ。何か文面化しておかないといけないと思うんです。協議会に任せてこうなっちゃった、ああなっちゃったとかというようなところが非常にあやふやになっちゃっていて、地域の方々にも誤解を受けている問題が私はあると思います。だから、やはりきょ

うこの資料が出てきたということは、これがもう済んだところ、直さなければいけないところ、いろいろとあるのであるならば、また新たな教育委員会としての学校適正化についての方針というものを、正式に、新しいものを打ち出していかなきゃいけないと思うんですね。そのところをはっきりさせるのが1点と、やはりこれは今、対象とかがってなっちゃってますけど、八王子全体のルールづくりというのを前回は言わせていただいているんですけども、これをもう少し展開して行って、すべての地域に当てはまるマニュアルづくりというのが急がれているんじゃないでしょうか。

小海学校教育部主幹 御指摘いただきましたこと、まことにそういうふうには考えてございます。教育委員会の内部ですけれども、そういったことについて、先ほどもちょっと申し上げましたけど、新しい市全体を見通した学校規模の適正化についてどう考えていくかということはやはり打ち出していかなければならないなというふうには思っておりますので、それについては内部的には検討してまいります。

細野委員 今の齋藤委員のお話は至極ごもっともで、今やるべきことは、例えば学級数がどれぐらいになったときに、原則として、統廃合をすぐ検討に入るよというようなことをマニュアル化してほしいんですね。例えば、ニュータウンなんかだとマンションができてたりして世帯が随時変わってきますよね。そういう状況がたくさんあるわけですよ。だから、今、齋藤さんが言ったように、この基本方針は変わってないけれども、現状としてどういう形で具体的な政策を打っていくよというときは、やっぱりその現状に合わせて変更させなきゃね。そこをはっきりさせないといけないんじゃないかと思いますよね。僕、次回にやってきますけれども、どういうところに変化が起こっているのか、ちゃんと分析したほうがいいと思いますね。これはどちらが推計したかわかりませんが、皆さんでこれをなされたのかな。

小海学校教育部主幹 はい、教育委員会のデータをもとに推計いたしました。

細野委員 そうなんですよ。具体的な地名を出すということよりも、どういうルールづくりをするかということをやっぱり基本方針として重ねることが先決ではないかなという気がしますね。

小田原委員 この、1月24日決定という、決定というものをこの場に出してくるということを考えないといけないんだよね。齋藤さんも言っているけれども、この決定はもう変わっているというのは、決定じゃないというふうに言うために出したんですか。これを間違いだというふうに言っちゃっていいのかという問題がありますよね。だから、僕はマニュアルは

つくらなきゃいけないと思っているんですけども、ただ、30人学級という動きが今ありますので、そういうことも含めて総合的に将来どうするかというのを考えていかなきゃいけないと思っています。

細野委員　私はね、行政というのはローリングすべきだと思うんですよ。計画して、現状に合わせてそれを変えていくと。

小田原委員　方針は統廃合するということ。この部分は変わらないんだという、その確認だろうと思うんですよ。

齋藤委員　正式なものはこの決定通知が残っているために、これは情報として小海さんもご存じだと思いますが、ある地域の方々はこれを持っているんですよ。

小田原委員　でも、平成15年度に施設の整備があって、「現三本松小学校校舎に移転する」って書いてある。そんなの今では決定でも何でも無いじゃないですか。

齋藤委員　ですから、早く新しい、今に合っている当面の方針というのを示していかなきゃいけないと思うし、また、統廃合のルールづくりというのはやっぱり必要なんだと思うんです。

名取委員長　ほかに御質疑は。よろしいですか。

ほかに御質疑がないようであります。

何か報告する事項等ございますか。

坂本学校教育部長　特にございません。

名取委員長　ほかに報告する事項等もないようであります。

以上で定例会での審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

小田原委員　前回、齋藤さんがお寄せになった部分のうち1件、統廃合の部分は今のでいいですよ。あと、もう1件、細野先生がいらっしゃるところで言うべきことだったと思う部分があるので、齋藤さん、もう一回、そのところ説明してくれませんか。

齋藤委員　はい。前回、細野先生が欠席だったときに御提案させていただいた内容は、1つは統廃合の問題をちょっとリーダーシップをとってやってもらいたいということと、あと、土曜日を復活させていただきたいということについて、それについて検討をするためのプロジェクトチームをつくっていきましょうという提案をさせていただきました。はじめ、「土曜日の授業復活」と言ったら、小田原先生に「それにこだわっちゃだめだ」といわれて、それはよく納得できました。ですから、広く土曜日の有効利用について検討していこうという

ことですね。学校は完全に土曜日が休みになってしまった。このことについては、今の学校にとって非常にデメリットになっているというふうに私は思っているんです。ですから、何とか土曜日をもっと有効利用していくために検討していくプロジェクトチームをつくっていただきたい。八王子市独自の考え方としてどうやって土曜日を先生方と一緒に有効利用するかということを考えたいということを提案させていただいたんです。

細野委員　なるほどね。

例えば土曜日を先生方に出していただくと、夏休みをふやすことができるんでしょうか。それはどうなんですか。

岡本学校教育部参事　勤務として土曜日出ていただければ、当然、ほかのときに勤務日を振りかえなくちゃいけないので、夏休みがふえるとかふえないということは関係はありません。

石川教育長　前後2カ月の中で振りかえなきゃいけないんですね。

齋藤委員　それはいわゆる労基法の問題で、私もそれについてはいろいろと自分なりに調べたんですけど、教育長がおっしゃったように前後2カ月ということは、どこで土曜日やっても、どこかの長期の、生徒たちが来ていない休みのときに振りかえるということは可能だというふうに私は思っているんです。

小田原委員　要するに、私立では変形労働時間制というのをとっていますね。二千何時間という労基法で決まっている時間内を年間で勤務するように設定しちゃえばいいんですよ。公立の場合には、完全学校週5日制が14年度から始まっちゃったから、土・日は休まなければいけない。これは勤務しなくてもいい日に勤務した場合には振りかえというのは、これは昔から変わらない。前後2カ月の間に振りかえなきゃいけない、そういう決まりが一方にある。

まあ、計算の問題だから。隔週土曜日を授業日にしますよと決めたとして、夏休みと春休みと冬休みに休業日を休日にしちゃうと。勤務しなくてもいい日にしちゃうと。休日じゃなくて勤務しなくてもいい日にしちゃうというふうに、これは運営規則で決められたらいいのかな。

齋藤委員　八王子独自でできるでしょう。

小田原委員　やるとすれば、だからその検討なんだろうね。独自でできるとすれば、そんな八王子市に来たい先生がいらしてくださいと、そういうふうにするんだろうな。

齋藤委員　そう。だから、長く夏休みとか冬休みをとってほしい。

石川教育長 その辺は都との関係はどうするのかな。東京都はまだそこまで……。

齋藤委員 いいですよ、そんな東京都なんか。

石川教育長 これ、条例変更しなきゃだめですから。

小田原委員 つまり、勤務が不均衡になる。

齋藤委員 だからね、都職だと思っただけなんですよ。八王子に来たときには八王子の職員なんだとできないんですか。

岡本学校教育部参事 学校職員の勤務条例というのがありまして、それは都のほうで定めるものになっておりますので。

齋藤委員 私もそれなりに、この意見を出すときにはまたプロジェクトチームができたなら発言させていただこうと思っていますけど、例えば土曜日・日曜日に体育祭だとか行ったときには、代休日というのを設定して、子供たちもみんな一斉に休むということは現実的に行うでしょう。だから、例えば土曜日授業をやったら、これは乱暴な言い方かもしれませんが、仮に月曜日だとか火曜日、学校を全部休んでしまう。先生方も生徒も休ませる。そうすると土曜日4時間で、月曜日は例えば6時間だったら2時間少なくなってしまふ。その分は夏休みに3日間とか4日間まとめて授業をやってしまえば取り戻せるんですよね。先生方は学校に来ているんですから。

石川教育長 その辺の振りかえが、半日2つを足して1日にして、1日の振りかえができない制度なんですよ。8時間単位、1日単位でないといけないんですね。

齋藤委員 だから、土曜日1日来てもらえばいいんですよ。勤務日にする。土曜日1日勤務にしてもらうんです。それで、授業は半日でもいいですから、午後は、働いている一環として地域やいろんなところとの対応、学校を中心に子供たちのことを考える時間をとる。

石川教育長 それは労働条件が、要するに時間は同じ、トータル時間は同じだけれども、今の5日が6日、週6回出てこなきゃいけないということで勤務条件が変わってくるんですよ。これは労使交渉の対象になるから、教育だけの問題でなくなってくるんです。だから、条例の改正が必要だというふうに言っているんだろうと思うんです。

細野委員 やっぱりこれからのライフスタイルを考えると、男女一律に関係なく、働く環境を考えていかなければいけない時代ですよ。そうすると先生方もやっぱり子供を持っていらっしゃるれば育てなきゃいけない。これから少子化が進んでいくとなると、土曜日はおそらく働く日になっていくと思うんですね。そうしたら、やっぱり週休2日制というのはなくな

と思うんですよ。そうすると、なるべく夏休み期間を長くしてほしいと。自分で自己研鑽してもいいし、何でもいいんですけど、そうしたら土曜日を有効に使いましょうと。土曜日の完全週休2日制はやめますよ。特に僕は勉強させてほしいと思うんですけども、それを実践できないかなと。今おっしゃったように、労使の協定もあるだろうし、都条例もあるだろうけれども、それを何か突破することができないのかなと。

石川教育長　そこが一番のネックなんですよ。だから、私も現場にいて、それができるのであればとっくにやってきているし、それができないから、要するに違法なことをやるわけですよ、学校としては。もしそれを強行にやるとすればね。だから、違法だと困るので、それを合法化するように都条例でも何でも改正してやってほしいということを随分要望してきた。それは都だけじゃなくて国にも要望書を出してきた。だけど、それが今もってできない。だから、授業という形じゃできないけれども、ほかの何らかの教育活動としてやる分には全然構わない。だから、それは学校の裁量で幾らでもできるんです。だから、土曜日を勤務日にしなくても、教育活動というのは、ちょっと形が変わるけれども、今の中でもやればできるわけです。

細野委員　なぜそのお話をしたかということ、先日幾つかの学校を訪問させていただきましたよね。サタデースクールとか何か地域の人たちがやっている活動と、月曜日から金曜日の通常の学校運営というのがそんなにうまくかみ合ってプラスに働いているような感じがしないんですよ。ということは、やっぱり地域の人が入って通常の授業日に対してプラスに働いたら、それはそれでいいんだけど、土曜日のほうを正式な授業日にするほうが先生方の指導とかそういうものにもいいのかなというような気がするんですよ。

齋藤委員　そういったことを検討するための委員会をつくっていただきたい。そのことについて、土曜日をどうしていくかということについての話し合いの場を設けていただきたいというのは、そんなに難しいんですか。

石川教育長　問題は、その部分がもう明確になっているんですよ。要するに、労基法なり5日制という法律の部分がクリアできれば何でもできるんですね。それが現前とした課題になっている、明確になっているから、研究会をつくったって私はあんまり意味がないというふうには思っているんです。

齋藤委員　仮に特区でもだめなんですか。これだとだめだって何か決めちゃっているところがあると思っちゃうんです。知恵を出し合えば、何かいろんなことを考えていけるような気

がするんですけれども。そのために特区があるんじゃないのかな。

小田原委員 例えば高尾山学園をつくったときにも、特区でありながら都から学校の認可がなかなかおりなかったわけです。そこで二重帳簿つくろうみたいな話になったから、それだけはやめてくれと言って、要するに二重帳簿でない形のカリキュラムをつくって、それで都は認可したわけですよ。それだけでも大変なんですよ。八王子の中の1校ですよ。今の話は八王子全体を特区にするわけだから。そのときには、教員は八王子で全部雇いますよというような形も含めてやっていかないといけない。だから、検討をするならば、そういう検討になっていくだろうと。それだけ考えたらやっぱりだめだというふうに思ったんですけど。

名取委員長 ますます八王子に希望する教員は少なくなってきたらうね。

齋藤委員 そうでしょうか。

小田原委員 土曜日補習を教育委員会で決定した自治体がどこかあるよね、都の区内でね。だから、そういうことを考えるという部分がとりあえずの検討すべき内容、中身になってくるのかな。

齋藤委員 わかりました。じゃあ、私なりにもう少し勉強してきて、調べてきて、またこのことについては発言させていただくということによろしいでしょうか。ちょっと私は教育長にまだ話したいことがあって、何かもっとできることがあるんじゃないかと思っているんですが。

石川教育長 私もね、それができるなら大いにやりたいです。現にそれに近いことを、法の縛りがある中でやってきたなと思うんです。これ、やっぱりやっていく必要はあると思います。

齋藤委員 はい。また、勉強して発言させていただきます。

名取委員長 ということで、時間がもう過ぎていきます。以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本定例会を終了いたします。

【午前11時31分閉会】